

2025 年 2 月

1. 最近の出来事総集編 (2025 年 1 月 24 日~2 月 14 日)

- 1 月 24 日号 : メルボルンで開催されているテニスの全豪オープンでは錦織、大坂なおみ選手等は残念ながら敗退しましたが、昨日、車いすテニスの小田選手が準決勝で勝ち決勝戦進出が決まりました。連覇に期待です。

そんな中、今週は VIC 州における各種補助金についてです。コロナ禍では様々、政府からの補助金がありましたが、現在もビジネスを支援する補助金がありますので下記は一部ですが参考にしてください。

補助金の種類	補助金額
Early-stage commercialisation projects	AUD50,000 to AUD250,000
Commercialisation and growth projects	AUD100,000 to AUD5 million
Victorian Business Growth Fund	Investment funding
CSIRO Kick-Start	AUD10,000 to AUD50,000
Small Business Skills and Training Boost	Additional 20% tax deduction
Regional Events Fund VIC	Funding varies depending on the stream being applied for
Indigenous Advancement Strategy	Funding amounts vary

[Grant Finder | Victorian Chamber of Commerce and Industry](#)

- 1 月 31 日号 : オーストラリアでは先週末はオーストラリアンデーを含め 3 連休となっており今週からは新学期がスタートしています。

そんな中、今週はクリケットについてです。2028 年のロサンゼルスオリンピックではクリケットが競技として追加されますが、2032 年のブリスベンオリンピックでも開催予定です。オーストラリアではビッグバッシュリーグというクリケットのプロリーグがあり 8 チームで毎年 12 月~2 月までに開催されます。今年は 2025 年 1 月 27 日にホバート・ハリケーンズが優勝しました。この時期、クリケットは色々な場所でやっていますので観戦に行かれてみてはいかがでしょうか。

の区分になっています。来週末 2025 年 2 月 22 日にはメルボルンから 300Km 程離れた VIC 州のブライトという街で開催予定で、まずは 5km + 20 障害物に参戦してきたいと思います。

2. 2025 年度FRINGE・ベネフィット税 (FBT) 申告

2025 年度FRINGE・ベネフィット税 (FBT) の課税年度がまもなく終了します。今回は、FBT の概要と 2025 年度における申告期限及び各種レート、並びに事前準備のポイントについて紹介します。

① FBT の概要

FBT は従業員（関連者を含む）への現金給与以外の経済的利益（ベネフィット）の供与に対して課税される税金で、**納税義務は雇用者（会社）**にあります。

② FBT 対象となるベネフィットの例

- ・ 会社が従業員の家賃を負担
- ・ 会社が従業員に車を提供し私用（通勤含む）で使用
- ・ 会社が従業員に駐車場を提供
- ・ 会社が従業員の個人所得税を負担 など

③ FBT 課税年度（2025 年度）

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

④ 申告・納付期限（2025 年度）

2025 年 5 月 21 日

（会計事務所等の Tax Agent を利用する場合かつ電子申告の場合は **2025 年 6 月 25 日**）

⑤ FBT 計算 (2025 年度)

FRINGE BENEFIT TAX 税額

$$= (\text{ベネフィット課税対象額} \times \text{タイプ別グロス・アップ・レート}) \times \text{FRINGE BENEFIT TAX 税率}$$

タイプ 1 グロス・アップ・レート (GST 控除対象の場合)	2.0802
タイプ 2 グロス・アップ・レート (GST 控除対象外の場合)	1.8868
FRINGE BENEFIT TAX 税率	47%

※2024 年度からの変更はありません。

⑥ 事前準備のポイント

- 勘定科目の区分：FBT に該当する費目について、日々の仕訳入力時に FBT 用の科目を設定して区分しておくこと、FBT 申告の際の集計がしやすくなります。
- ログブック (Logbook) の記録：従業員に供与されている社用車について、ログブックでプライベート目的及びビジネス目的ごとの使用状況を記録しておくことにより、FBT 金額を低くすることができる場合があります。

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。